

# 第14章

## 行政改革・政策評価等の推進

## 総論

行政改革は、2度にわたる「臨時行政調査会」（第1次：昭和36年から39年，第2次：昭和56年から59年），3次にわたる「臨時行政改革推進会議」（昭和58年から平成5年），さらに，中央省庁再編等に着手した「行政改革会議」等を通じて行われてきました。

安倍内閣においては，平成25年1月に国民本位で，時代に即した合理的かつ効率的な行政を実行するため，全閣僚を構成員とする「行政改革推進本部」を設置し，各種の改革を進めています。

文部科学省では，これまでも業務・予算の一層の効率化や効果的な運用を進めているところですが，この実績も踏まえつつ，引き続き政府全体の行政改革の議論に取り組んでいきます。

また，効果的かつ効率的な行政の推進に当たっては，既存の政策の効果やその後の社会経済情勢の変化に対応しながら，自らの政策を積極的に見直す姿勢が求められます。

文部科学省では，平成13年に導入された政策評価制度と独立行政法人評価制度を通じて，個々の政策や独立行政法人の業務の必要性・有効性・効率性などを厳正かつ客観的に検証し，その結果を踏まえた見直しを不断に行ってきました。この見直しを引き続き進めていくことにより，行政における企画・立案（Plan），実施（Do）に加え，業績の測定・評価（Check），その結果の次の企画・立案への反映（Action）という過程を盛り込んだ循環型の行政管理（PDCAサイクル）の推進，活用を目指しています。文部科学省では，このPDCAサイクルを更に機能させていくことに加え，評価結果を随時ホームページ等で公表することで，国民への説明責任を果たすことに努めています。

なお，文部科学省の所管する教育・文化・スポーツ・科学技術の各分野は，財政状況に対応して伸縮し難い面を持つとともに，その成果の評価は中長期的な観点からなされる必要があることを踏まえて，きめ細かい配慮をしつつ，政府全体の方針を踏まえた対応が求められます。

第14章では，行政運営の改善・見直しを推進する行政改革，政策評価及び独立行政法人評価について，文部科学省が講じた取組を紹介します。

## 第1節 行政改革の推進

### 1 独立行政法人の見直し

独立行政法人は，平成13年の中央省庁等改革の一環として導入された，国の政策を効率的・効果的に実現することを目的とする機関です。文部科学省では，教員研修や奨学金事業，博物館等の運営，最先端の研究開発などを行う23の独立行政法人を所管しています。

これまでも，独立行政法人の事務・事業の見直しや不要な資産の国庫返納などが進められてきましたが，平成25年度には，独立行政法人を制度・組織の両面から見直し，12月24日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されました。制度面では，各法人の事務・事業の特性に応じた分類（中期目標管理型，単年度管理型，研究開発型）に即した適切なガバナンスの構築など，主務大臣による明確なミッションの下，各法人が担う政策実施機能の最大化を図る制度・運用とすること，組織面では，統廃合により100法人を87法人とすることなどの措置を講ずることとなりました。文部科学省所管の法人については，大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合，防災科学技術研究所と海洋研究開発機構の連携の強化などを行うこととなっています。

今後は，この改革に必要な措置を速やかに講じ，新たな制度・組織の下で独立行政法人の有する政策実施機能が十分に発揮されるよう，政府一体となって取り組んでいきます。

## 2 新しい公益法人制度への対応

公益法人は、宗教・慈善・学術・技芸等の公益を目的とする事業を行う法人の類型であり、民間による非営利活動と公益増進を活発にすることを目的として、平成20年に「新公益法人制度」が発足しています。これにより従来の公益法人は、平成25年11月末日までに新制度の「一般社団・財団法人」又は「公益社団・財団法人」に移行、又は解散することとなりました。

文部科学省所管の公益法人については、平成20年12月1日現在で所管していた1,943法人（財団法人1,324、社団法人619）のうち、平成25年12月1日現在、1,023法人が「公益社団・財団法人」に、546法人が「一般社団・財団法人」に移行しました（解散した法人数215、移行申請中の法人数159）。

## 3 地方分権改革

平成23年以降計3次にわたり、地方分権に係る一括法が制定されましたが、更に都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を促進するため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）が第186回国会で成立するなど、地方公共団体の自主性の強化、自由度の拡大を図っています。

第4次一括法において、文部科学省関係では、指定都市立小中学校等について、従来都道府県が行っていた教職員の給与等の負担を指定都市が行うこととするなどの改正を盛り込んでいます。

## 4 国家戦略特区

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を推進する観点から、国が定めた区域において、規制改革等の施策を総合的・集中的に推進する「国家戦略特区」を創設するため、「国家戦略特別区域法」が平成25年12月から施行されました。

文部科学省関係では、「国家戦略特別区域法」の附則において、公立学校運営の民間への開放についての規定が盛り込まれています。地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じていきます。

# 第2節 政策評価の実施

平成14年4月から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、各府省において、政策評価の適切な実施に取り組んでいます。

## 1 政策評価の適切な実施

文部科学省では、政策評価に関する中長期的な方針である「文部科学省政策評価基本計画」と年度ごとの実施方針となる「文部科学省政策評価実施計画」を策定しており、文部科学省の政策評価は、これらの基本計画と実施計画に従って実施されています。

平成25年12月に「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」が各府省統一的に決定されたことを踏まえ、文部科学省でも、26年3月に「文部科学省政策評価基本計画（平成25～29年度）」の改定と26年度に実施する政策評価に向けた「平成26年度文部科学省政策評価実施計画」の策定を行いました。

あわせて文部科学省では、「文部科学省の使命と政策目標」を定め、政策の体系を明らかにしています（図表2-14-1）。

また、政策評価制度は、政策を実施する者が自ら評価を行うこととされていますが（自己評価）、政策評価により客観的な観点を加えるため、学識経験者などを構成員とする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、指標の立て方などについて、助言を得ています。

平成25年度に実施した政策評価の具体的な内容は次のとおりです（個別の評価結果については、文部科学省のホームページにおいて公表されています\*1）。

### （1）事後評価の実施

平成25年度は、24年度に実施した施策の実績について評価を行い、その結果を「文部科学省事後評価書（平成24年度実績）」（25年9月）として公表しました。事後評価の実施に当たっては、「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる14の政策目標と46の施策目標のそれぞれについて必要性・有効性・効率性などの観点で評価を実施しています。

事後評価の実施に当たっては、「目標管理型の政策評価」を実施し、あらかじめ定めた目標の達成度合い等について、より分かりやすい形での評価結果の公表に取り組んでいます。その上で、評価結果を政策手段の検討に活用できるよう、現状の課題をより浮き彫りにする評価に重点を置き、施策ごとの具体的な達成目標や指標について検討・改善を進めています。

また、評価書と行政事業レビューシートにおいて事業名と事業番号を共通化することや、政策評価の事前分析表に施策を構成する行政事業レビュー対象事業を全て記入することにより、政策評価と行政事業レビューの一体的な取組の推進を図りました。

### （2）事前評価の実施

平成25年度は、以下の二つの事項に分けて、政策の実施前に行う事前評価を実施し、その結果を「文部科学省事前評価書（平成26年度新規・拡充事業等）」（平成25年9月）として公表しました。

#### ① 予算要求を行う事項

平成26年度概算要求では、10億円以上の新規の研究開発事業、拡充部分に10億円以上の新規性を含む研究開発事業の計9事業を対象に、事業の必要性・有効性・効率性などについて事前評価を実施しました。

#### ② 税制改正要望を行う事項

平成26年度税制改正要望を行おうとするもののうち、法人税・法人事業税・法人住民税に関する租税特別措置・税負担軽減措置の要望を行うもの9件を対象に、税制改正を行う必要性・有効性・相当性などについて事前評価を実施しました。

### （3）規制に関する事前評価

規制を伴う政策の立案過程では客観性や透明性を図る観点から、法律又は政令の制定・改廃によって、規制（国民の権利を制限し、又は義務を課する作用）を新設又は改廃する際は、規制の必要性、規制によって得られる便益、規制がもたらす費用、代替手段の有無などについて事前に検証・分析を行い、その結果を公表しています。

平成25年度においては、障害のある児童生徒等の就学手続について、障害の状態や本人の教育的ニーズ等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定する仕組みに改めることなどを内容とする「学校教育法施行令の一部を改正する政令案」について事前評価を行い、その結果を「障害のある児童生

\*1 参照：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/hyouka/kekka/1291037.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/1291037.htm)

徒等の就学手続に係る規制の事前評価書」(25年5月)として公表しました。

## 2 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、予算要求や法令による制度の新設・改廃などの政策の企画立案作業での重要な情報として活用され、政策に適切に反映されることが大切です。文部科学省では、平成25年度に行われた政策評価の結果が、どのように政策に反映されたかについて、「政策評価の結果の政策への反映状況(平成25年度)」として取りまとめ、26年3月に公表しています。

図表 2-14-1 平成24年度 文部科学省の使命と政策目標

<p><b>文部科学省の使命</b></p> <p>教育，科学技術・学術，文化，スポーツの振興を未来への先行投資と位置付け，これを通じ，「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。</p>	
<p><b>政策目標 1 生涯学習社会の実現</b></p> <p>国民一人一人が，生涯にわたって，あらゆる機会に，あらゆる場所において学習することができ，その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。</p> <p>施策目標 1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等                  施策目標 1-2 生涯を通じた学習機会の拡大                  施策目標 1-3 地域の教育力の向上                  施策目標 1-4 家庭の教育力の向上                  施策目標 1-5 ICTを活用した教育・学習の振興</p>	<p><b>政策目標 8 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備</b></p> <p>学術研究の振興や優れた研究成果の創出・活用の促進を図るとともに，科学技術振興のための基盤を強化する。</p> <p>施策目標 8-1 学術研究の振興                  施策目標 8-2 科学技術振興のための基盤の強化</p>
<p><b>政策目標 2 確かな学力の向上，豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</b></p> <p>子供たちが確かな学力，豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。</p> <p>施策目標 2-1 確かな学力の育成                  施策目標 2-2 豊かな心の育成                  施策目標 2-3 青少年の健全育成                  施策目標 2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進                  施策目標 2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり                  施策目標 2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保                  施策目標 2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進                  施策目標 2-8 教育機会の確保のための支援づくり                  施策目標 2-9 幼児教育の振興                  施策目標 2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進</p>	<p><b>政策目標 9 科学技術の戦略的重点化</b></p> <p>国家的・社会的課題に対応する研究開発の重点化した推進と新興・融合領域への先見性，機動性を持った対応を実現する。</p> <p>施策目標 9-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組                  施策目標 9-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進                  施策目標 9-3 環境分野の研究開発の重点的推進                  施策目標 9-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進                  施策目標 9-5 原子力・核融合分野の研究・開発・利用の推進                  施策目標 9-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進                  施策目標 9-7 海洋分野の研究開発の推進                  施策目標 9-8 新興・融合領域の研究開発の推進                  施策目標 9-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進</p>
<p><b>政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</b></p> <p>全国すべての地域において優れた教職員を必要数確保し，教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。</p> <p>施策目標 3-1 義務教育に必要な教職員の確保</p>	<p><b>政策目標 10 原子力事故による被害者の救済</b></p> <p>原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより，被害者への迅速，公平かつ適正な救済を図る。</p> <p>施策目標 10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保                  施策目標 10-2 原子力損害賠償の補償の迅速，公平かつ適正な実施</p>
<p><b>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興</b></p> <p>「知識基盤社会」において，我が国が活力ある発展を続けていくために，高等教育を時代の牽引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方，社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する。</p> <p>施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上                  施策目標 4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備</p>	<p><b>政策目標 11 スポーツの振興</b></p> <p>世界共通の人類の文化の一つであるスポーツの振興により，生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに，我が国の国際競技力を向上させ，子供から大人まで心身ともに健全な明るく豊かで活力のある社会を実現する。</p> <p>施策目標 11-1 子供の体力の向上                  施策目標 11-2 生涯スポーツ社会の実現                  施策目標 11-3 我が国の国際競技力の向上</p>
<p><b>政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</b></p> <p>学生が経済的な面で心配することなく，安心して学べるよう，奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。</p> <p>施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p>	<p><b>政策目標 12 文化による心豊かな社会の実現</b></p> <p>優れた芸術文化の振興を図るとともに，我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより，文化による心豊かな社会を実現する。</p> <p>施策目標 12-1 芸術文化の振興                  施策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実                  施策目標 12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進                  施策目標 12-4 文化芸術振興のための基盤の充実</p>
<p><b>政策目標 6 私学の振興</b></p> <p>私立学校の振興に向け，教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。</p> <p>施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>	<p><b>政策目標 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進</b></p> <p>人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。</p> <p>施策目標 13-1 国際交流の推進                  施策目標 13-2 国際協力の推進</p>
<p><b>政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進</b></p> <p>科学技術と社会との調和に配慮し，国民，地域，国際等の視点に立ち，科学技術・学術政策を総合的に推進する。</p> <p>施策目標 7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成                  施策目標 7-2 イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興                  施策目標 7-3 科学技術システム改革の先導                  施策目標 7-4 科学技術の国際活動の戦略的推進</p>	

※平成24年度版の政策目標8については，環境省に移管されることに伴い削除

## 1 独立行政法人の評価制度

文部科学省所管の独立行政法人は、教育、科学技術・学術、文化芸術、スポーツといった幅広い分野で大きな役割を果たしており、文部科学省の政策目標を達成する上で極めて重要な役割を担っています。

独立行政法人制度では、主務大臣が独立行政法人に対して指示する中期目標に基づく中期的な目標管理と第三者による事後評価の仕組みを前提としており、第三者評価機関として独立行政法人評価委員会が各府省に設けられています。

独立行政法人評価委員会は、「独立行政法人通則法」(平成13年1月施行)などに基づき、各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価を実施するとともに、その結果、必要があると認める場合は、当該独立行政法人に対する業務運営の改善その他の勧告を行います。

また、主務大臣による中期目標の策定、中期計画の認可、中期目標期間の終了時に独立行政法人の業務を継続させる必要性や、組織の在り方その他その組織・業務全般にわたる検討を行う場合などには、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととされています。

## 2 平成25年度の取組

文部科学省独立行政法人評価委員会では、平成25年8月に、平成24年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価(対象法人24法人)、及び中期目標期間における業務の実績に関する評価(対象法人6法人)を実施しました(図表2-14-2)(参照：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/dokuritu/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/index.htm)(※「独立行政法人の評価結果について」へリンク))。

平成26年度から次期中期目標期間が開始される見直し対象5法人(日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター)については、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見(「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成25年12月16日))等を踏まえ、平成25年12月20日に文部科学大臣が、組織及び業務全般に関する見直し内容を決定しました。

平成26年2月には、文部科学省独立行政法人評価委員会によって、当該見直し内容を踏まえて作成された見直し対象5法人の次期中期目標(案)・中期計画(案)に対する意見聴取が行われ、これらの意見等を踏まえ、文部科学大臣は、各法人の次期中期目標を2月末に決定し、各法人が作成した次期中期計画を3月に認可しました。

図表 2-14-2 平成24年度に実施した文部科学省所管独立行政法人等の評価結果の項目別一覧表

平成24年度における業務の実績に関する項目別評価結果一覧

		業務の質の向上	業務運営の効率化	財務内容の改善
国立特別支援教育総合研究所	日本学術振興会	A	A	A
国立青少年教育振興機構	日本スポーツ振興センター			
国立女性教育会館	日本芸術文化振興会			
国立科学博物館	日本学生支援機構			
物質・材料研究機構	海洋研究開発機構			
防災科学技術研究所	国立高等専門学校機構			
放射線医学総合研究所	大学評価・学位授与機構			
国立美術館、理化学研究所	国立大学財務・経営センター			
国立文化財機構	日本私立学校振興・共済事業団			
教員研修センター	(助成業務)			
大学入試センター		B	A	A
科学技術振興機構		S	A	A
宇宙航空研究開発機構		A	B	A
日本原子力研究開発機構		B	C	A

○中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評価を行う。

○段階的評価を行う際の各段階別評価の達成度の目安については、次の考え方とする。

S：特に優れた実績を上げている。

(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評価を付す。)

A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。  
(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100パーセント以上)

B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。

(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント以上100パーセント未満)

C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。

(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント未満)

F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。

(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評価を付す。)

中期目標における業務の実績に関する項目別評価結果一覧

		業務の質の向上	業務運営の効率化	財務内容の改善
日本学術振興会	日本芸術文化振興会	A	A	A
理化学研究所	日本私立学校振興・共済事業団			
日本スポーツ振興センター	(助成業務)			
宇宙航空研究開発機構		S	B	A

○中期目標期間中における、中期計画の個々の事項ごとの実施状況を踏まえて、中期目標の各項目ごとにその達成度につき、段階的評価を行う。

○段階的評価を行う際の各段階別評価の達成度の目安については、次の考え方とする。

S：特に優れた実績を上げた。

(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評価を付す。)

A：中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げた。

(中期目標の達成度が100パーセント以上)

B：中期目標は達成されなかったが、目標達成に近い実績を上げた。

(中期目標の達成度が70パーセント以上100パーセント未満)

C：中期目標は達成されなかった。また、目標達成に向けた実績も不十分だった。

(中期目標の達成度が70パーセント未満)

F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。

(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評価を付す。)